



発行 / 西東京市  
編集 / 企画部広報広聴課  
〒188-8666  
東京都西東京市南町5・6・13

市役所代表電話 / 0424-64-1311  
ホームページアドレス <http://www.city.nishitokyo.tokyo.jp>  
(携帯電話) <http://mobile.city.nishitokyo.tokyo.jp>  
(Lモード) Lメニューから検索できます。

# 西東京

		前月比
人口	男	90,721人 (1,067人)
	女	91,878人 (1,339人)
	合計	182,599人 (2,406人)
世帯数		80,576世帯 (1,241世帯)

カッコ内は外国人登録人口(再掲)

## 今号の主な内容

### 2面 保谷駅北口駅前広場 モニュメントの意見募集



保谷駅北口駅前広場のモニュメントについて、市民の皆さんのご意見を募集しています。

### 3面 用途地域の 見直しを始めます



緑と活気にあふれるまちをめざして、平成14年度から2年かけて用途地域の見直しをします。

### 7面 谷戸自転車駐車場の 整備工事を行います



谷戸自転車駐車場の快適性と安全性を向上させるため、11月初旬から1月下旬(予定)まで工事します。

### 8面 第2回市民文化祭 にご参加ください



市民の皆さんが主体となって運営する市民文化祭が、10月26日～11月15日に開催されます。

## 「市民参加」によるまちづくりの推進

# 市民参加条例が施行されました

### 市民参加条例の概要

前文	・田無市・保谷市の合併により、今世紀最初に誕生したまち ・一人ひとりが輝くまちづくりを進め、次の世代へ引き継ぐこと ・市民と市との協働によるまちづくりが大きく前進する時代になったこと ・市民の意向を市政に的確に反映する仕組みを充実させることが必要なこと ・個性豊かで活力ある地域社会を実現させるため、この条例を制定すること
第1条(目的)	・市政運営における市民参加の基本的な事項を定めること ・市民と市の役割を明らかにすることによって協働によるまちづくりを推進し、地域社会の発展を図ること
第2条(定義)	・市民参加(協働によるまちづくりを推進し、市民が市政に参加すること) ・市民(市内に在住、在勤、在学する個人および市内に事務所または事業所を有する法人その他の団体をいう) ・市民活動(市民の自発的な参加によって行われる不特定多数の者の利益、その他地域社会の利益を追求する活動をいう)
第3条(基本原則)	・すべての市民が参加することができる ・市民の自主性を尊重する ・市民と市が対等の立場で相互の役割を理解し尊重する ・市民と市との情報の共有により実施する
第4条(市民の役割)	・自らの立場を自覚し、積極的な市民参加に努めること 市民相互の自由な発言を尊重し、主体的かつ民主的な市民参加に努めること ・市民活動を促進し、市政に関する関心を自ら高めるよう努めること
第5条(市の役割)	・市政情報の公開に努めること 市民参加の機会の積極的な提供と施策への反映に努めること 施策の実施結果について、市民に適切な方法により説明すること 市民活動への適正な支援を行うこと 市民参加の継続的な発展に向けて創意工夫に努めること
第6条(市民参加手続の設定等)	・市の基本的な計画 憲章・宣言 基本的な条例 市民生活に重大な影響を与える条例 市民の権利・義務に関する条例 その他、特に必要な事項の案の策定過程における市民参加手続の設定 ・複数の市民参加手続の併用に努めること
第7条-12条(附属機関等の設置、会議の公開と市民公募)	・審議会等、懇談会等の設置と会議公開の原則(会議開催情報の事前公表、傍聴者への配慮) 会議録の作成と公開 ・市民公募の実施、構成員の男女比率の考慮、重複任用の回避 ・構成員、選任区分等を毎年1回公開
第13条-16条(市民意見提出手続)	・市民意見提出手続の実施(電話、ファクス、電子メール等による意見の募集) ・1か月以上の意見等の提出期間の確保、意見等の検討結果の公開 ・意見等を提出する市民は、住所、氏名等を明らかにすること
第17条-20条(市民説明会)	・市民説明会の開催(市民と市および市民同士の自由な意見交換を目的とする) ・開催日時等の事前公表、資料の充実、開催記録の作成および公開
第21条-22条(市民ワークショップ)	・市民ワークショップの開催(市民と市および市民同士の自由な議論により市民意見の方向性を見出すことを目的とする) ・開催日時等の事前公表、資料の充実、開催記録の作成および公開
第23条(市民投票)	・特に重要な政策で市民の意思を直接問う必要がある場合に実施 ・投票事項、期日、投票資格者、投票方法等は、別に条例で定めること
第24条(その他の手続)	・その他の市民参加手続の積極的な活用
第25条(見直し段階)	・見直し段階における市民参加手続の実施
第26条(条例の見直し)	・この条例の継続的な検証と見直し

9月議会で「西東京市市民参加条例」が可決され、10月1日から施行されました。市民参加によるまちづくりの推進に、皆さんのご理解とご協力を願います。

企画課(田無庁舎3階内線1120)

### 条例の概要

市では、生活者である市民の意向を市政運営に反映させる仕組みとして、市民参加条例を制定しました。条例には、市における市民参加の基本的な理念と、市の政策立案過程における参加の具体的な手続が定められています。

前文から第5条までの総則部分には、市民と市の役割を規定しています。市民の皆さんに主体的・積極的な市政への参加をお願いするとともに、情報公開の推進と市民参加の機会の拡大等を市の役割としています。

第6条からの手続部分では、総計画などの基本的な計画、憲章・宣言、基本的な条例(市政全般にお

ける基本方針や共通の仕組みを規定する条例)、市民生活に重大な影響を与える条例、市民の権利・義務に関する条例、その他特に必要な事項の案の策定過程において、審議会、懇談会等の公募市民委員の確保、市民意見提出手続(パブリックコメント)、市民説明会、市民ワークショップ、市民投票、その他の手続の6つの方法のうちから1つ以上の手続を実施することにより、市民の意見を市政に反映させることとしています。また、この条例の継続的な検証と見直しについても条例文化しました(詳しくは左表をご覧ください)。

### 条例案の検討経過

市では、市民の皆さんとの協働により、新市のまちづくりを進めるため、昨年8月、公募市民20人からなるまちづくり市民会議を設置しました。そして、この市民会議に「市民との協働部会」を設け、市民参加条例案の検討を進めてきました。

市民会議では、昨年10月末にまとめた条例案の骨子を基に、11月中を意見の募集期間とするともに、12月2日に市民ワークショップを開催する等、幅広い意見の反映に努めてきました。そして、15回を超える白熱した議論の結果、本年2月6日に条例案を市長に提言しました。

今議会で可決・成立した条例は、市民会議からの提言内容を反映させるとともに、必要な加除修正を加えたものとなっています。

### 市長への提言

市民会議では、昨年10月末にまとめた条例案の骨子を基に、11月中を意見の募集期間とするともに、12月2日に市民ワークショップを開催する等、幅広い意見の反映に努めてきました。そして、15回を超える白熱した議論の結果、本年2月6日に条例案を市長に提言しました。

今議会で可決・成立した条例は、市民会議からの提言内容を反映させるとともに、必要な加除修正を加えたものとなっています。

「市民との協働によるまちづくり」に

は、市民の皆さんの理解・協力が欠かせません。条例の趣旨をご理解いただき、主体的な市政への参加をお願いします。

市民参加条例は、新生西東京市にふさわしい条例として、市民の皆さんとの協働により作成したものです。そして、この条例は、条例に基づく市民参加の手法が定着し、協働関係が発展した段階においては、市民と市とのより良い関係を作り上げていくため、見直すことができます。また、市民会議案にあった「市民の権利」、市の責務について、改めて検討することも考えられます。

情報公開コーナー、ホームページをご利用ください！  
条例、市民会議の提言書等は、情報公開コーナー(田無庁舎3階・保谷庁舎1階)で閲覧できます。また、ホームページにも掲載しています。ぜひ、ご覧ください。

皆さん、積極的な協力を  
お願いします！